

●対象児童(※以下の要件をすべて満たすお子さん※一部の要件は保護者に関すること)

- (1)千葉市に在住している
- (2)対象施設の満3歳児クラスに在籍している
- (3)世帯の第2子以降である

※原則、第1子(又は第2子等)の年齢は問いません。また、別居しているお子さん(高校生や大学生など)であっても、保護者に養育されていれば(生計が同一)、第1子にカウントされます。

- (4)保護者全員に保育の必要性（就労・疾病など、家庭での保育が困難な事由）がある
- (5)住民税課税世帯である(=施設等利用給付の対象ではない方)

※住民税非課税世帯は「子育てのための施設等利用給付(新3号)」の対象となるため、本事業は対象外。

- (6)保育所(園)、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業)を利用していないこと。(=認可保育施設を利用していないこと)

●対象施設

- (1)幼児教育・保育の無償化の対象施設であること
※無償化の確認を受けていない施設は対象外です。
- (2)預かり保育事業を実施している

給付上限額(月額) ※給付対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費、入園料などは対象外です。

	第2子 ※1	第3子以降
幼稚園・認定こども園の預かり保育 (満3歳児クラス)	8,150円 (利用日数×225円と比較して低い方の額)	16,300円 (利用日数×450円と比較して低い方の額)

※1 保育料の半額と比較して、低い方の額

計算例：利用者負担額：1,000円、預かり保育利用日数：3日の場合

負担額の半額：500円 (1,000円 × 1/2) 、上限額：675円 (3日 × 225円) ⇒ 償還額：500円 (500円 < 675円)

解説：第2子のため、「利用者負担額の半額」と「225円/日 × 利用日数」(※上限：8,150円/月)を比較して低い方の額が償還額となります。

償還スケジュール (3か月ごと)		1期	2期	3期	4期
①	請求の対象となる利用月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
②	請求〆切日 ※1	7月20日	10月20日	1月20日	4月20日
③	支給予定日	9月末頃	12月末頃	3月末頃	6月末頃

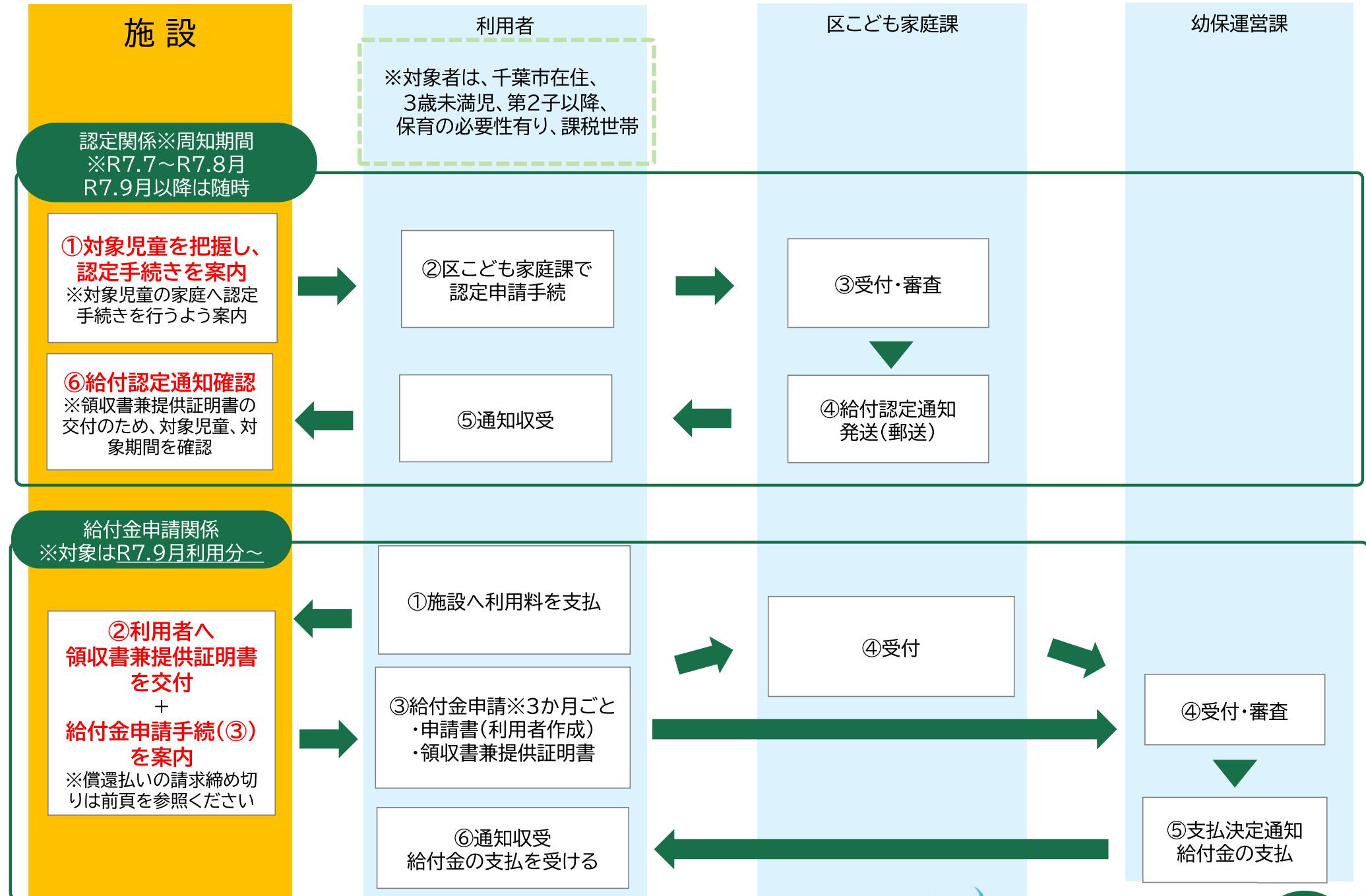
※1 締め切り日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日までにご提出ください。

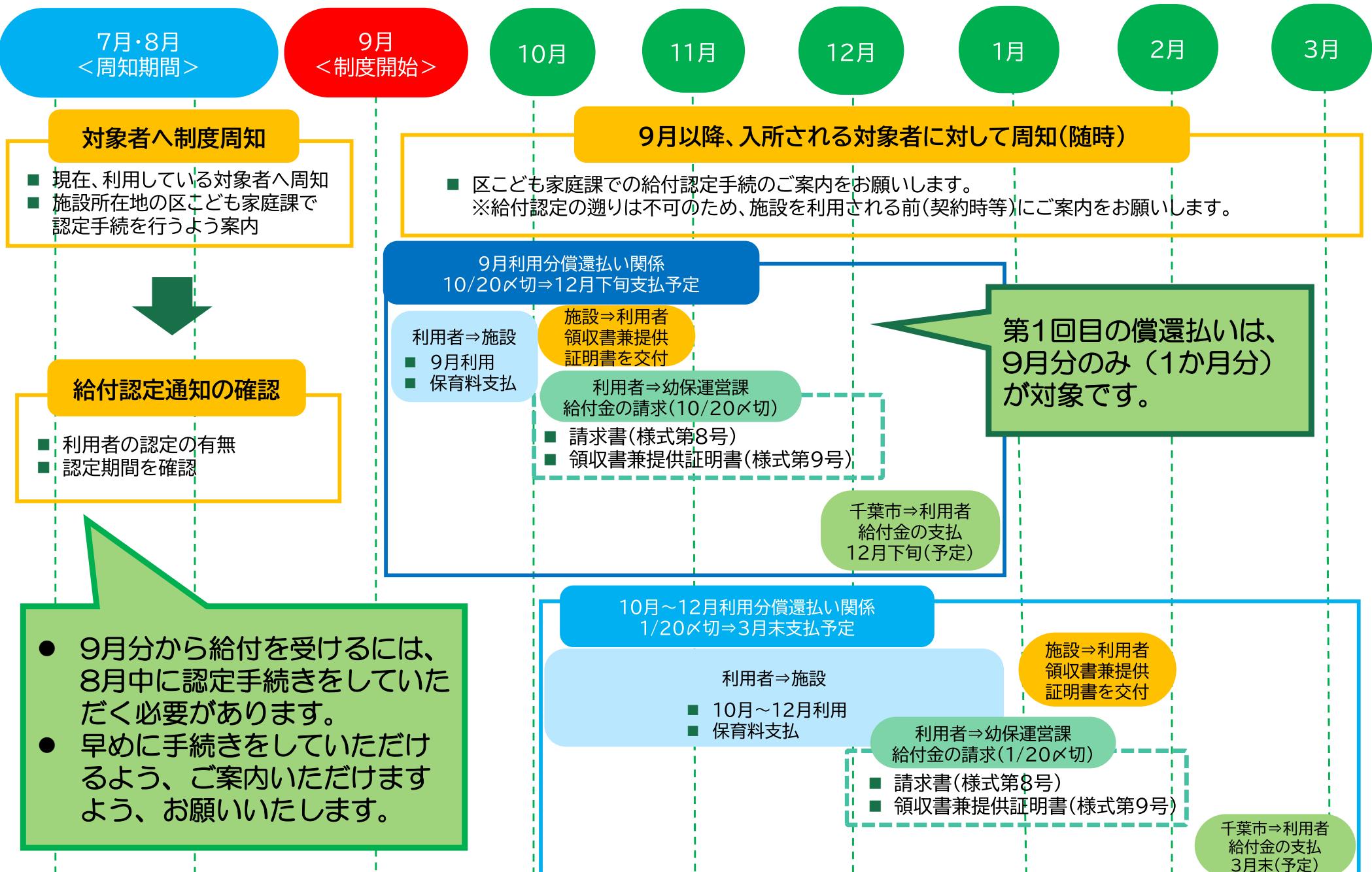
締め切り日を過ぎた場合、支払いが次回分(3か月後)となることがあります。



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年





様式第3号

年　月　日

千葉市長

多子世帯利用者負担軽減給付認定通知書

申込みのありました多子世帯利用者負担軽減給付認定について、次のとおり認定しましたので通知します。

給付認定番号					
子どもの氏名及び生年月日	年　月　日生				
保護者の氏名					
保護者の住所					
保育の必要性の事由					
有効期間	年　月　日　から	年　月　日　まで			

(注意事項)

- ・上記の有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は給付金の支給の対象となります。
- ・引き続き給付金の支給を希望する場合は、再度、有効期間の満了日までに多子世帯利用給付認定の手続が必要となります。
- ・利用施設の追加や世帯構成の変更など、多子世帯利用者負担軽減給付認定申込書及び現況届等に記載した事項に変更が生じたときは、多子世帯利用者負担軽減給付認定変更(取消)届の提出が必要となります。

<給付認定の流れ>

- ・保護者が区こども家庭課で申請手続を行う
 - ↓
 - ・区こども家庭課から郵送で保護者宛てに通知が届く
 - ↓
 - ・領収書兼提供証明書の交付対象者の把握等のため、対象者から認定(申請)の状況を確認ください。
- ※協力を得られる場合は、対象者から左記の給付認定通知書の写しの提出を受け、有効期間を確認してください

<注意事項>

- ・有効期間(赤枠内)の確認をお願いします。
- ・有効期間が終了した場合、改めて、対象者から区こども家庭課で申請手続が必要となります。
- ・認定は申込書提出日からの適用となります。遡って適用されませんので、認定が切れる前に区こども家庭課で申請手続を行うよう対象者へご案内のご協力をお願いします。

様式第9号 発行日 令和8年1月10日

記載例

用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

支払者名（認定保護者） 千葉 太郎	施設設置者の所在地を記載願います。																
利用児童名（認定子ども） 千葉 花子	施設・事務所の所在地 ○○県○○区○○町**-**																
必要に応じて、当市から貴施設へ発行状況や記載内容を確認があることを予め御承知おきください。																	
法人等名称 ※設置者が個人の場合 は記入不要 代表者職氏名 理事長 千葉 一郎 施設名 ちば市役所幼稚園 連絡先 043-000-0000	○○法人 ○○会																
以下のとおり記入。施設の種別をチェック(✓)してください。																	
1. 施設及び種別 <input checked="" type="checkbox"/> 預かり保育事業（幼稚園及び認定こども園） <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設																	
2. 領収金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用月</th> <th>①領収金額 (①=②+③)</th> <th>②当該月分の利用者負担額 ※1</th> <th>③利用者負担額以外の 利用料※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月分</td> <td>1,500 円</td> <td>1,000 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月分</td> <td>300 円</td> <td>200 円</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月分</td> <td>22,500 円</td> <td>20,000 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 利用者負担額は、以下の「利用者負担額以外の利用料」を除いた額（例：保育料）を記載する。 *2 利用者負担額以外の利用料には、物品購入費、行事参加費、食材料費、通園送迎費、入園料、記念写真代、保護者会費などの合計金額を記載する。</p>		利用月	①領収金額 (①=②+③)	②当該月分の利用者負担額 ※1	③利用者負担額以外の 利用料※2	令和7年10月分	1,500 円	1,000 円	500 円	令和7年11月分	300 円	200 円	100 円	令和7年12月分	22,500 円	20,000 円	2,500 円
利用月	①領収金額 (①=②+③)	②当該月分の利用者負担額 ※1	③利用者負担額以外の 利用料※2														
令和7年10月分	1,500 円	1,000 円	500 円														
令和7年11月分	300 円	200 円	100 円														
令和7年12月分	22,500 円	20,000 円	2,500 円														
3. 保育 預かり保育を提供した日をご記入ください。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用月</th> <th>提供日数 ※3</th> <th>提供日 ※4</th> <th>提供時間帯 ※5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月分</td> <td>10/13 ~ 10/17</td> <td>5日</td> <td>14:00 ~ 18:00</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月分</td> <td>11/12</td> <td>1日</td> <td>14:00 ~ 18:00</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月分</td> <td>12/1 ~ 12/31</td> <td>20日</td> <td>9:00 ~ 18:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3 提供した日が、月極契約による場合は、その月における提供開始日から提供終了日まで記載する（例：4/1~4/30）。 提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その提供日を記載する（例：4/9, 4/23）。</p> <p>*4 提供日数が、月極契約による場合は、省略とする。 提供日または提供時間ごとの契約による場合は、その月における提供日数を記載する。</p> <p>*5 提供時間帯が、日によって変動がある場合は、標準的な利用時間帯にて記載する。</p>		利用月	提供日数 ※3	提供日 ※4	提供時間帯 ※5	令和7年10月分	10/13 ~ 10/17	5日	14:00 ~ 18:00	令和7年11月分	11/12	1日	14:00 ~ 18:00	令和7年12月分	12/1 ~ 12/31	20日	9:00 ~ 18:00
利用月	提供日数 ※3	提供日 ※4	提供時間帯 ※5														
令和7年10月分	10/13 ~ 10/17	5日	14:00 ~ 18:00														
令和7年11月分	11/12	1日	14:00 ~ 18:00														
令和7年12月分	12/1 ~ 12/31	20日	9:00 ~ 18:00														

・利用月の記載について、お間違えの無いよう記載をお願いします。（青枠内）

・利用者負担額欄は、保育料のみをご記載ください。（赤枠内）
 ※日用品、おやつ、送迎代、教材費等は③利用者負担額以外の利用料に記載してください

・利用者負担額、提供した日や提供日数について請求書と相違がある場合や認定開始・認定終了が月の中途の場合等、施設担当者様へ内容を御確認させていただく場合がございますので、予めご了承ください。